

松川町建設工事等の業務に係る入札・契約について

平成 28 年 4 月
まちづくり政策課 企画財政係

松川町における建設工事等の業務の入札・契約に係る基本的な事項を下記のとおりまとめましたので、入札・契約手続きに間違いのないようお願いいたします。

記

1. 松川町の入札・契約事務の担当課

工事全般（入札・随契）及び工事に関連する測量設計委託（入札によるもの）、また、業務委託・物品購入・リース契約（入札によるもの）は、まちづくり政策課・企画財政係が担当します。ただし、その他については主管課が担当します。

2. 入札通知等の交付

(1) 入札等の実施については、入札参加者等に対して、入札通知書及び町公式ホームページ等により通知します。

(2) 見積の期間は、建設業法施行令第6条に規定する見積期間を設けます。

工事1件の予定価格	見積期間	やむを得ない事情がある場合
500万円未満	1日以上	—
500万円以上 5,000万円未満	10日以上	5日以上
5,000万円以上	15日以上	10日以上

※見積期間には、指名等の通知をした日及び入札（見積）の日は含まれません。

(3) 入札通知書の受取方法

入札通知書、金抜設計書等の交付は入札参加者に対し、通知書等が作成された旨を電子メール又は電話等にて連絡しますので、来庁していただき、建設課前ロビーに設置の企業別レターケースにて受け取ってください。

(4) 設計図書等の縦覧

設計図書等は、建設課前ロビーに設置の専用ボックスに置きます。

縦覧用の設計図書等を庁舎外へ持ち出す場合は、町内業者で30分、町外業者で1時間以内に返却してください。

3. 入札等の方法

(1) 入札書等

- ①入札書等の様式は松川町財務規則によるものとします。
- ②入札参加者名義で、その代表者印の押印された入札書により入札を行う場合、「委任状」の提出は必要ありません。

(2) 入札・見積の回数

- ①入札は、2回を限度として行われ、2回までの入札で落札者がいない場合は、最低の額の入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約となります。

この場合の見積回数は、2回を限度とします。(入札2回・見積2回)

- ②入札に付さないときの随意契約の見積回数は、2回を限度とします。

(3) 入札の辞退

入札を辞退するときは、次により申し出る必要があります。

- ①入札施行前に辞退するとき → 入札辞退届
- ②入札施行中に辞退するとき → 入札辞退届または辞退の旨を明記した入札書
なお、辞退した者に対し、それを理由として以後の指名等について不利益な扱いは行いません。

4. 契約の方法

(1) 契約書

- ①落札決定の日の翌日から起算して5日以内(土日祝日を含み、5日目が休日の場合はその翌日)に契約を締結しなければなりません。
- ②契約書は、「長野県建設工事標準請負契約書約款」「長野県設計・測量業務委託標準契約約款」「民間建築設計監理業務標準委託契約約款検討委員会・建築設計監理業務委託契約約款」の例によります。
- ③契約額が、50万円未満の場合は契約書の作成を省略することができ、請書を提出していただきます。

(2) 契約書作成上の留意事項

①契約保証

契約を締結する際には、契約金の100分の10以上の契約保証金(金銭的保証)を納付しなければなりません。ただし、松川町財務規則に基づく契約保証の免除制度(契約保証人等による)があります。

②前金払

前金払を受けようとするときには、公共工事の前払金保証事業会社の保証を受けなければなりません。

③収入印紙

印紙税法により定められた額の収入印紙を契約書の1部に貼り、消印してください。

(3) 契約書の提出と受け渡し方法

- ①作成した契約書の提出先は、総務課・企画財政係としてください。
- ②締結済みの契約書については、建設水道課ロビーに設置の企業別レターケースへ配置となります。

(4) 契約書以外の提出書類等

契約締結に関わる提出書類等（現場代理人及び主任技術者の通知書等）については、主管課へ提出してください。

5. 入札・契約に関する情報の公表

まちづくり政策課・企画財政係において、次の事項の公表を行います。

(1) 「指名競争入札」に係る情報

【公 表 内 容】		【公 表 時 期】
①工事名、場所、概要及び予定工期	→	入札通知書の施行後
②指名業者名	→	落札者決定後
③落札者名及び落札金額	→	落札者決定後

(2) 「随意契約」に係る情報

【公 表 内 容】		【公 表 時 期】
①契約業者名	→	契約締結後
②工事名、場所、種別、概要、工事及び契約金額	→	契約締結後

6. その他

前述しました内容は、基本的な事項ですので、詳細につきましては入札・契約に係る関係規則等をご確認願います。

松川町役場 まちづくり政策課 企画財政係 TEL 0265-36-7014 FAX 0265-36-5091
